

2020年9月23日

各 位

会 社 名 株式会社カラダノート
代 表 者 名 代 表 取 締 役 佐 藤 竜 也
(コード番号：4014 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート本部長 平 岡 晃
(TEL 03-4431-3770)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年9月23日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,000,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2020年10月7日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2020年10月26日 (月曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年10月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、SMB C日興証券株式会社、マネックス証券株式会社、いちよし証券株式会社、岡三証券株式会社、東洋証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年10月16日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2020年10月19日 (月曜日) から
2020年10月22日 (木曜日) まで |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2020 年 10 月 27 日 (火曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三井住友銀行 三田通支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 499,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都港区
佐藤 竜也 499,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記 1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 224,800 株 (上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2020 年 10 月 16 日 (発行価格等決定日) に決定される。)
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記 1. における発行価格と同一となる。)

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 224,800 株
- (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2020年11月25日（水曜日）
- (4) 払 込 期 日 2020年11月26日（木曜日）
- (5) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 に 関 す る 事 項 増加する資本金の額は、2020年10月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当て。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三井住友銀行 三田通支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募 集 株 式 数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 499,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し（※）
当社普通株式 上限 224,800 株
- (3) 需 要 の 申 告 期 間 2020年10月9日（金曜日）から
2020年10月15日（木曜日）まで

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 価格決定日 2020年10月16日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2020年10月19日(月曜日)から
2020年10月22日(木曜日)まで
- (6) 払込期日 2020年10月26日(月曜日)
- (7) 株式受渡期日 2020年10月27日(火曜日)
- (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が224,800株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である佐藤竜也(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年9月23日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式224,800株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2020年10月27日(上場日)から2020年11月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,996,000株
公募による新株式発行による増加株式数	1,000,000株
公募後の発行済株式総数	5,996,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	224,800株 (最大)
増加後の発行済株式総数	6,220,800株 (最大)

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 387,600 千円については、第三者割当増資の手取概算額上限 88,930 千円と合わせた手取概算額合計上限 476,530 千円について、①運転資金のうち人材・採用費として、226,530 千円、②運転資金のうち広告宣伝費として、200,000 千円、③その他（新規事業開発 50,000 千円）へそれぞれ充当するものです。

具体的には、2021 年 7 月期については、人材・採用費については、80,000 千円を充当し、アプリ制作に係るエンジニア及び新規クライアント獲得のための営業人材を中心に 8 名程度の即戦力である中途採用を行う予定をしており、それに伴う採用費並びに人件費を見込んでおります。また、広告宣伝費については、80,000 千円を充当し、当社認知度向上に向けたインターネット媒体によるプロモーション費用を見込んでおります。新規事業開発については、20,000 千円を充当し、新規アプリの開発や自社サービスの拡充など、サービス開発のための外注費等を見込んでおります。

2022 年 7 月期については、人材・採用費については、146,530 千円を充当し、前期の採用人材に係る人件費並びに 10 名程度の即戦力である中途採用を行う予定をしており、それに伴う採用費並びに人件費をあわせて見込んでおります。また、広告宣伝費については、120,000 千円を充当し、当社認知度向上に向けたプロモーション費用を見込んでおります。新規事業開発については、30,000 千円を充当し、サービス開発のための外注費等を見込んでおります。

なお、上記調達資金については、各々の具体的な充当期までには、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 430 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点で未定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年7月期	2018年7月期	2019年7月期
1株当たり当期純利益金額	241,637.03円	12.85円	12.65円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	78.9%	46.1%	31.0%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
5. 当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき20,000株の株式分割を行っておりますが、2018年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき20,000株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年7月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2017年7月期	2018年7月期	2019年7月期
1株当たり当期純利益金額	12.08円	12.85円	12.65円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である佐藤竜也並びに当社株主である平岡晃及び武田健二は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年4月24日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である田中祐介は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2021年1月24日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年4月24日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年9月23日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間または180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。